

公益社団法人静岡県鍼灸師会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県鍼灸師会定款（以下「定款」という。）第5条に規定する本会の正会員、法人会員、準会員、賛助会員、学生会員の入会及び退会について必要な事項を定める。

(入会基準及び手続)

第2条 正会員、法人会員、準会員、賛助会員、学生会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要な事項を記入し、本会に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の入会申込書が提出されたときは、別表に定める資格基準すべてに適合していることを確認し、理事会の承認を得て入会の可否を決定する。
- 3 会長は、前項により入会の可否を決定したときは、所定の入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

(入会金)

第3条 正会員として入会する者（以下「入会者」という。）は、入会金を納入しなければならない。

- 2 入会金の額は会費規定に定めるものとする。
- 3 会長は、前条2項により入会を決定したときは、入会金について、所定の納入通知書により、所属の支部を経由して入会者に通知しなければならない。
- 4 入会者は、前項の納入通知書を受け取った日から30日以内に、所属の支部を経由して一括納入しなければならない。

(会員名簿及び会員に関する個人情報の取り扱い)

第4条 入会者は、本会が管理する会員名簿に登録する。

- 2 本会の正会員及び賛助会員は、第2条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、本会に所定の変更届を提出しなければならない。

(会費、負担金)

第5条 会費、負担金の額及び支払いの方法は、定款第7条及び会費規程による。

(退会)

第6条 会員は、定款第8条の規定により、所定の退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

- 3 定款第 10 条の規定により、退会以外の事由により会員資格を喪失した者は、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。また、会員資格を喪失した者は、会員としての資格称号を前歴として使用することはできない。
- 4 年度内での退会を希望する者は、当該年度末日までを提出の期限とし、超えた場合は次年度の扱いとする。

(再入会)

第 7 条 過去に本会の会員であった者が再入会を希望する場合には、第 2 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。ただし、再入会の申込者に、退会の際未納の会費及び負担金がある場合には、当該未納金を支払わない限り、再入会は認めないものとする。

- 2 再入会を希望する者が、定款第 10 条による資格を喪失した者であるときは、前項に定めるもののほか、その理由書の提出を求めるものとする。
- 3 退会より 3 年以内の者が再入会する場合は、一度のみ入会金は免除とする

(委任)

第 8 条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議をもって処理する。

(規程の制定及び改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、公益社団法人静岡県鍼灸師会の設立の登記の日から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日 法人会員、準会員、学生会員、特別会員を追記する

令和 4 年 5 月 29 日 第 9 条を定款に沿って総会決議から理事会決議へ修正

別表 (第 2 条第 2 項関係) 入会基準

区分	資格基準
正会員	① 鍼灸師であって、本会の目的及び事業に賛同する者であること。 ② 鍼灸関係法規に違反して行政処分を受けた者は、処分が終了している者であること。
法人会員	本会の目的に賛同する学校法人又は法人格を有する鍼灸院(鍼灸師が)が、鍼灸師を従業員として雇用する代表者が本会の目的及び事業に賛同する者であること。
準会員 ※1	卒後 3 年以内又は勤務鍼灸師として施術所に在籍する経営者及び院長以外の者で、本会の目的及び事業に賛同する者であること。
賛助会員※1	本会の目的に賛同する法人又は団体で、会員総会において承認を受けた者。

学生会員※1	鍼灸学校の在学者が本会の講習会受講等を希望すること。
特別会員※1	75歳以上で在籍25年以上の正会員に於いて、希望があれば年会費を無料にする事が出来る。

※1 議決権の行使及び賠償責任保険の加入は出来ない